

役員候補者選出に関する内規

(石井町有線放送農業協同組合)

制定 令和 4年 4月 1日

第1条 この内規は、石井町有線放送農業協同組合定款付属書役員選任規程（以下、役員選任規程という。）に基づく、推薦会議に上程する役員候補者の選出方法を定める。

第2条 役員選任規程第4条第2項の推薦会議に上程する役員候補者は、本内規の手続きを経て選出された者とする。

第3条 役員候補者の選出については、正組合員の改選の時期、地区の各実行組並びに自治会において定められた地域（以下、地域という。）の役員定数、及び届出期間等を周知し、地域毎に協議によって選出することとする。ただし、届出期日までに地域毎に示された定数を超えた場合や定数に満たない場合、組合は当該地域の総代を招集し地域役員選出会議を開催する。

第4条 地域選出役員候補者の届出は次に行うものとする。

- (1) 役員に立候補する者は、届出期間内にその旨を書面をもって、組合に届け出なければならない。
- (2) 役員の候補者を推薦する者は、本人の承諾を得て届出期間内にその旨を書面をもって組合に届け出なければならない。
- (3) 候補者は立候補を辞退し、又は推薦による候補者でなくなった場合には、直ちにその旨を書面をもって届け出なければならない。

第5条 地域役員選出会議を招集する場合は、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- (1) 地域役員選出会議の日時及び場所
- (2) 地域役員選出会議を必要とした事由
- 2 地域役員選出会議を招集する時は、組合はその地域役員選出会議の日の7日前までに、当該地域の総代に対し書面をもって通知する。
- 3 地域役員選出会議は、出席された総代により議決する。
- 4 出席された総代は、地域役員選出会議の議長を互選する。

第6条 この内規条文に疑義が生じた場合は理事会でこれを決める。

- 2 この内規の改廃は理事会において行う。

附 則

この細則は、令和4年6月の通常総代会において選任される役員選出手続きより適用するものとする。

役員定数に関する細則

(石井町有線放送農業協同組合)

制定 令和 4年 4月 1日

第1条 定款第25条に規定する役員の定数のうち、地域別理事・監事の定数は、別表1の通りとする。

2 別表1については、任期満了に伴う役員改選の都度見直すものとする。

第2条 地域から選出される理事については、原則として認定農業者、実践的能力者及び認定農業者に準ずる者を選出することとする。ただし、地域においてどうしても該当者がいない場合については、全体で認定農業者、実践的能力者（別表2）及び認定農業者に準ずる者が過半数を超えるよう調整を行う。

別表1 地域別役員定数：理事の定数並びに（ ）内は監事の定数

地区名	定数	地域	内訳
石井	3 (1) 人	石井① (中村、七丁目、渋市、中央、北石井)	1
		石井② (井の元、山路、藤家、大東、本条、利包)	1
		白鳥・尼寺・内谷	1
		城ノ内・重松	1
浦庄	2 (1) 人	下浦	1
		上浦・諏訪	1
		国実・大万	1
高原	3 人	関・平島	1
		西高原・東高原	1
		池北・桑島・中島	1
藍畑	3 人	西覚円・東覚円	1
		高畑西・高畑東	1
		中須・第十	1
高川原	2 (1) 人	高川原	1
		加茂野・市楽・桜間	1
		南島・天神	1
計	13 (3) 人		16

別表2 実践的能力者

- (1) 当該農業協同組合が行う事業又は法人の経営に関して経験を有する者。
- (2) 農業協同組合又は中央会、連合会の役員・管理職としての経験を有する者。
- (3) 当組合と同種の事業を行う法人等の役員・管理職としての経験を有する者。
- (4) 公的資格（弁護士、司法書士、公認会計士等）を有する者。
- (5) 当組合の発展に寄与出来る者。
- (6) 理事会において実践的能力者と承認された者。（自治会長、実行組長等の役職並びに経験を有する者など。）

この細則は、令和4年6月の通常総代会において選任される役員選出手続きより適用するものとする。